

添付法令資料 4 :

貨物運送サービスの運営及び事業に関する 2017 年 7 月 3 日付
インドネシア共和国運輸大臣規則 No.49 (目次)
同月 6 日施行

第 1 章	総則 (第 1 条)
第 2 章	貨物運送サービスの事業活動 (第 2 条)
第 3 章	運送書類 (第 3 条ないし第 8 条)
第 4 章	貨物運送サービス事業許可の付与手続 (第 9 条ないし第 11 条)
第 5 章	支社 (第 12 条ないし第 15 条)
第 6 章	貨物運送サービスの運賃 (第 16 条)
第 7 章	責任 (第 17 条)
第 8 章	行政処分 (第 18 条ないし第 20 条)
第 9 章	貨物運送サービス事業の情報システム (第 21 条及び第 22 条)
第 10 章	貨物運送サービス事業に係る人的資源の能力の向上 (第 23 条)
第 11 章	雑則 (第 24 条)
第 12 章	経過規定 (第 25 条)
第 13 章	終則 (第 26 条及び第 27 条)